附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）を受けている無線設備は、第一条の規定による改正後の施行規則第六条第四項第二号⑬に規定する人・動物検知通報システムの無線局の無線設備とみなす。

3　この省令の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4　第二条の規定による改正前の設備規則の条件に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○国土交通省令第六十二号

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百八十六号）の施行に伴い、並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の二第一項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十六条第二項」を「第二十七条第二項」に、「第二十二条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条を第十三条とし、第二条を第十二条とし、第一条中「第二十二条第二項」を「第二十三条第二項」に、「国家戦略特別区域法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に次の十条を加える。

（法第十六条の二第一項の者）

第一条　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十六条の二第一項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一　市町村（特別区を含む。以下同じ。）

二　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

三　一般社団法人又は一般財団法人

四　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体

五　農業協同組合

六　消費生活協同組合

七　医療法人

八　社会福祉法人

九　商工会議所

十　商工会

十一　営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であるもの

（法第十六条の二第四項の一般旅客自動車運送事業者）

第二条　法第十六条の二第四項の国土交通省令で定める一般旅客自動車運送事業者は、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（法第十六条の二第一項に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業をいう。以下同じ。）に係る自家用有償観光旅客等運送（法第十六条の二第一項に規定する自家用有償観光旅客等運送をいう。以下同じ。）がその区域内において行われることとなる市町村の区域内に路線を有する一般旅客自動車運送事業者又は営業所を有する一般旅客自動車運送事業者その他の現に当該市町村の区域内において営業していると認められる一般旅客自動車運送事業者とする。

（自家用有償旅客運送の種別）

第三条　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十一条の規定にかかわらず、自家用有償観光旅客等運送とする。

（申請書の記載事項）

第四条　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、道路運送法施行規則第五十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　法第十六条の二第二項の規定により同法第八条第一項に規定する区域計画（以下単に「区域計画」という。）に定められた路線又は運送の区域

二　事務所の名称及び位置

三　事務所ごとに配置する自家用有償観光旅客等運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償観光旅客等運送自動車」という。）の数及びその種類ごとの数

四　旅客から収受する対価

（申請書に添付する書類）

第五条　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第一条第二号から第十一号までに掲げる者にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（同条第四号及び第十一号に掲げる者にあっては、これらに準ずるもの）

二　路線を定めて行う自家用有償観光旅客等運送を行おうとする者にあっては、路線図

三　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類

四　自家用有償観光旅客等運送自動車についての使用権原を証する書類

五　自家用有償観光旅客等運送自動車の運転者が、道路運送法施行規則第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類

六　道路運送法施行規則第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

七　道路運送法施行規則第五十一条の二十に規定する自家用有償観光旅客等運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類